

四半期報告書

(第59期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社ウッドワン

広島県廿日市市木材港南1番1号

(E00630)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

8

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) ライツプランの内容	26
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	28
(6) 大株主の状況	28
(7) 議決権の状況	29

2 株価の推移

29

3 役員の状況

29

第5 経理の状況

30

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	31
(2) 四半期連結損益計算書	33
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	35

2 その他

47

第二部 提出会社の保証会社等の情報

48

[四半期レビュー報告書] 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第59期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐 昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今 田 裕 志
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今 田 裕 志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第3四半期連結 累計期間	第59期 第3四半期連結 累計期間	第58期 第3四半期連結 会計期間	第59期 第3四半期連結 会計期間	第58期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	47,896	48,037	16,271	17,101	62,989
経常利益（百万円）	1,170	1,437	1,465	1,220	530
四半期（当期）純利益（百万円）	4,909	213	1,282	674	5,413
純資産額（百万円）	-	-	27,226	25,004	27,322
総資産額（百万円）	-	-	105,834	95,755	101,730
1株当たり純資産額（円）	-	-	563.66	520.35	566.05
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	105.17	4.57	27.47	14.45	115.97
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	-	-	24.86	25.36	25.97
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,752	4,403	-	-	7,766
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,052	1,091	-	-	1,020
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	1,705	3,827	-	-	4,394
現金及び現金同等物の四半期末（期 末）残高（百万円）	-	-	6,215	5,715	6,569
従業員数（人）	-	-	3,678	3,532	3,662

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2．売上高には、消費税等は含まれていません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社）は当社及び子会社20社から構成されており、住宅建材及び住宅設備機器の製造並びに販売を主たる事業としています。

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,532
---------	-------

（注） 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,568
---------	-------

（注） 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員です。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、単一セグメントであるためセグメントごとの記載はありませんので、取扱製品の特性及び類似性による「品目別」に記載しています。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
合板床板(百万円)	2,057	35.0
造作材(百万円)	4,716	19.1
その他建材(百万円)	4,722	43.5
住宅設備機器(百万円)	917	24.7
合計(百万円)	12,413	24.2

(注) 1. 金額は製造原価により表示しています。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っていますが、その比率は僅少であるため、記載を省略しています。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を品目ごとに示すと、次のとおりです。

品目	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
合板床板(百万円)	2,426	5.0
造作材(百万円)	8,339	9.1
その他建材(百万円)	4,236	3.0
住宅設備機器(百万円)	2,098	4.7
合計(百万円)	17,101	5.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
住友林業(株)	2,179	13.4	2,406	14.1
三井住商建材(株)	1,894	11.6	2,056	12.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、企業業績等に一部改善の兆しが見られ始めたものの、依然として雇用環境の低迷や個人消費マインドの停滞などによりデフレが進行し、不安定な世界経済や円高の影響も加わり、経営環境は不透明な状況にありました。

住宅業界におきましては、住宅版エコポイント制度・各種補助金制度の利用促進、住宅ローン減税・金利の引き下げ等が影響して持家・分譲戸建が増加傾向にあり、新設住宅着工総戸数は、前年同期を上回りましたが、本格的な住宅需要の回復には至らず、依然として引き続き厳しい事業環境で推移しました。

当社グループは、住宅建材設備事業として、ジュピーノシリーズを中心に木質感溢れる内装建材により建材からキッチンまで室内のトータルコーディネートを提案し、新しい顧客・新しい市場・新しい商品開拓と需要創造を推進しています。ジュピーノシリーズは、森林認証を取得したニュージーランドの森林資源を主に活用しており、平成22年10月に施行された木材利用促進法の基準を満たした認証製品を順次出荷しています。

当第3四半期連結会計期間は、第2四半期連結累計期間に引き続き地域工務店を対象に、国の様々な住宅施策の周知徹底と当社グループが提案する高性能住宅化の促進及び商品展開のための「住宅セミナーイベント」を全国各地での開催や、「転ばぬ先のリフォーム提案」によるリフォーム需要の喚起を行っています。また、地域工務店の事業資金確保のためのスキームを構築する等のサポート業務を拡大し、国が進めている「長期優良住宅」の普及促進に引き続き努めています。

また、これまで発売した「シンプルセレクション」に新柄・新デザインの投入、「ジュピーノウづくりシリーズ」と「無垢ルーパークローゼット」の品揃えの拡大、耐傷性を高めたニュージーランドの認証基材を使用した環境配慮型の新型フローリングの拡販に努めています。

さらに、当社グループは、ニュージーランドにおいて排出権を取得しており、この一部売却を行っています。

当第3四半期連結会計期間には、短納期で内装ドアや引き戸などのサイズ特注に1mmピッチで対応する「カスタムオーダー」を販売開始し、リフォーム時の現場に合わせた寸法や新築時の空間設計に合わせた理想の寸法をお客様がオーダーされることを可能としました。

当社グループは、厳しい経済情勢及び業界動向の中このような施策を行い、拡販やコスト削減などに努めました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、48,037百万円（前年同四半期比0.3%増）、営業利益2,314百万円（前年同四半期比54.2%増）、経常利益1,437百万円（前年同四半期比22.8%増）、四半期純利益213百万円（前年同四半期比95.7%減）となりました。

また、当第3四半期連結会計期間の売上高は、17,101百万円（前年同四半期比5.1%増）、営業利益1,279百万円（前年同四半期比4.0%増）、経常利益1,220百万円（前年同四半期比16.7%減）、四半期純利益674百万円（前年同四半期比47.4%減）となりました。

当社グループは、単一セグメントであるためセグメントごとの記載はありませんので、取扱製品の特性及び類似性による「品目別」の販売実績は次のとおりです。

合板床板

売上高は、2,426百万円と前年同四半期と比べ114百万円（5.0%）増加しました。普及タイプ床材などの販売の低迷があるものの、エコロジーな高機能床材「コンビットプロテクトEco+（エコプラス）シリーズ」等の拡販に努めた結果、前年同四半期に比べ増加しました。

造作材

売上高は、8,339百万円と前年同四半期と比べ695百万円（9.1%）増加しました。無垢を基調としたジュピーノシリーズを中心にドア・階段・収納などの拡販に努め、前年同四半期に比べ増加しました。

その他建材

売上高は、4,236百万円と前年同四半期と比べ123百万円（3.0%）増加しました。国内においては、主に無垢材製品や木軸・構造材等が増加し、また海外ではニュージーランド子会社での合板素材等の販売が増加し、前年同四半期に比べ増加しました。

住宅設備機器

売上高は、2,098百万円と前年同四半期と比べ103百万円(4.7%)減少しました。国内においては、木質建材とトータルコーディネートできることで好評な「スージー」の無垢扉に新デザインの投入を行いキッチンの販売は増加しましたが浴槽の販売は減少し、米国会社においては、新設住宅着工戸数の減少により、販売は減少しました。その結果、前年同四半期に比べ減少しました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間における連結財政状態は、前連結会計年度に比べ、資産が5,974百万円減少、負債が3,656百万円減少、純資産が2,317百万円減少しました。主な内訳科目として、資産の減少は、現金及び預金の853百万円減少、棚卸資産1,406百万円減少、有形固定資産の3,558百万円減少によるものです。負債の減少は、社債償還による3,000百万円減少、借入金の1,774百万円減少とその他(流動負債)に含まれる為替予約の1,197百万円増加によるものです。純資産の減少は、主に利益剰余金の137百万円減少、繰延ヘッジ損益の686百万円減少、為替換算調整勘定の1,242百万円減少によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動により2,660百万円増加し、投資活動により436百万円減少、財務活動により1,241百万円減少しました。この結果、現金及び現金同等物は920百万円の増加となり、期末残高は5,715百万円(前年同四半期比8.0%減)となりました。

営業活動により増加した資金は、2,660百万円(前年同四半期2,970百万円)となりました。収入の主な内訳は税金等調整前四半期純利益1,221百万円、減価償却費929百万円、売上債権の減少733百万円、たな卸資産の減少781百万円であり、支出の主な内訳は仕入債務の減少719百万円によるものです。

投資活動により減少した資金は、436百万円(前年同四半期232百万円)となりました。主な内訳は、国内及びニュージーランド子会社等における設備投資及び山林の投資等に413百万円支出したものです。

財務活動により減少した資金は、1,241百万円(前年同四半期1,139百万円)となりました。主な内訳は、有利子負債の減少1,058百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題については重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考えます。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの又は株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられます。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えています。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えています。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しています。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開しています。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題です。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為です。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきました。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえます。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を進展させてきました。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさまざまな社会的課題に直面しましたが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきました。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、()森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、()貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、()国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、()高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、品質を基本として顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、()中華人民共和国及び住宅需要増加を見込める海外への販売、ブランド力のある商品の製造・販売に努め、()認証材を活用した国内外のニーズに応えていきます。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針です。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用しています。4名の監査役(内社外監査役2名)により、取締役及び執行役員の職務執行につきまして、厳正な監視を行っています。

また、当社取締役会は、平成22年12月31日現在9名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催しています。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催しています。

毎事業年度の経営計画につきましては、全社計画を策定し、各部署におきまして具体策を立案及び実行しています。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

内部統制につきましては、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進しています。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化の一環として、内部監査室の設置を行う等、体制面の充実を図っています。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題につきましては随時確認を行い、会計処理の適正性に努めています。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けています。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

(イ) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いています。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っています。各部門におきましては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成20年6月27日開催の株主総会におきまして第二回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」と)第三回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」と)の導入について承認を得ています。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場

合には、原則として信託型防衛策が選択されますが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがあります。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはありません。

なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては当社のホームページ (http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20080527_baisyuboue.pdf) のIR情報に掲載している平成20年5月27日付「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができます。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、63百万円です。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後も住宅需要は、政府による住宅版エコポイント制度や各種補助金制度等の利用促進、住宅ローン減税・金利の引き下げ等により回復すると思われませんが、本格的な需要の回復は依然として不透明な状況にあります。

当社グループにおいては、ニュージーランドの森林資源を使用したジュピーノシリーズを中心に、新しい顧客・新しい市場・新しい商品の新規開拓とリフォーム需要の喚起をおこない販売推進を行います。当第3四半期連結累計期間に「シンプルセレクション」・「ジュピーノウづくりシリーズ」・「無垢ルーバーシリーズ」の品揃え拡大、認証基材を使用した環境配慮型の「フローリング」の発売、短納期で内装ドアや引き戸などのサイズ特注に1mmピッチで対応する「カスタムオーダー」の販売の開始、システムキッチン「スイージー」に新デザインの無垢扉の投入などを行い、また平成23年1月には、リフォーム用厚さ6mmの無垢フローリングを新発売するなど今後も一層の拡販を目指していきます。

前連結会計年度において、グループ全体での森林管理協議会(FSC)の「森林管理認証(FM認証)」と「加工・流通過程の管理認証(COC認証)」を取得しており、当連結会計年度より対象製品を順次出荷しています。さらに、平成22年10月に木材利用促進法が施行されたことにより、当社グループ製品の注目度が増しています。認証基材の木材調達ガイドラインを打ち出している大手ハウスメーカーを中心として、今後、対象製品について環境面と品質面のより一層のアピールを行い、販売の確実性を高めていきます。

さらに、当社グループは、ニュージーランドにおいて排出権を取得し、当第3四半期連結累計期間においてこの一部売却を行っています。今後も積極的な取得と有効活用の検討を行っていきます。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末において重要な設備の新設、除却等の計画はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	57個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	57,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	123個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	123,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	135個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	135,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	458個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	458,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日(平成18年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	500個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」といいます。)は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率 (以下「割当比率」といいます。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限りません。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」といいます。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成20年7月1日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成27年6月30日)までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	395個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～平成28年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはありません。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」といいます。)は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率 (以下「割当比率」といいます。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限りません。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」といいます。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成21年12月28日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成28年6月30日)までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	300個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 294円(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日～平成29年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。
各新株予約権の一部行使はできません。
退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによります。
4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。
- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」といいます。)は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率 (以下「割当比率」といいます。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{matrix} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{matrix}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限りません。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」といいます。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成23年5月15日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成29年6月30日)までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日(平成20年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 権利行使の始期は(注)3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日または当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日です。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出されます。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同項に定義されます。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、ならびに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとし、

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとします。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	300個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 313円(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日～平成30年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 権利の譲渡及び質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによります。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」といいます。)は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率 (以下「割当比率」といいます。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」といいます。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額} \times 1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成23年7月22日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成30年6月30日)までとします。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めません。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

株主総会の特別決議日(平成22年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 315円(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月28日～平成31年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 409円 資本組入額 205円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位になければなりません。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではありません。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人1名に限り、新株予約権を相続し、行使することができるものとします。

新株予約権の質入れは認めません。

各新株予約権の一部行使はできません。

4. 組織再編成行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」といいます。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」といいます。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができます。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとします。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」といいます。)において定めた場合に限るものとします。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとします。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付します。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数
 交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数(以下「承継目的株式数」といいます。)は、次の算式により算出されます。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率(以下「割当比率」といいます。)}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整します。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとします。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勧告のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができます。

- (c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 承継新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限ります。)の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額(以下「承継行使価額」といいます。)に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げます。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

- (d) 承継新株予約権を行使することができる期間
 本新株予約権を行使することができる期間の開始日(平成24年7月28日)と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日(平成31年6月30日)までとします。

- (e) 承継新株予約権の行使条件
 承継新株予約権の質入れは認めません。
 各承継新株予約権の一部行使はできないものとします。
 その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによります。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げます。)とします。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (g) 承継新株予約権の取得条項
 存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができます。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができます。

- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
 譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要します。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株です。

2. 行使期間の始期は、(注)3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月間が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日です。

3. (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出されます。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味します。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」といいます。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同項に定義されます。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」といいます。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」といいます。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができます。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができます。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとし、

当社

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)

当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されず。)

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除きます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有します。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者
なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとし、

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとし、
(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」といいます。)は新株予約権を行使できないものとし、

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有します。)をいいます。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限ります。)

4. 取得条項に関する事項

- (1) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める者の新株予約権を除いた本新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行います。なお、1株未満の端数は切り捨てます。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後対象} & = & \text{調整前対象} & \times & \text{株式分割又は} \\ \text{株式数} & & \text{株式数} & & \text{株式併合の比率} \end{array}$$

- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった本新株予約権のうち、上記3(3)に定める非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定められた日において、当該新株予約権を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付します。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用します。

- (3) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定められた日(以下「取得日」といいます。)において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部(当社取締役会が別に定めるところによります。)を取得することができます。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付します。

取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含みます。)を平均した額(終値のない日数を除きます。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入します。)

- (4) 上記(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定められた日において、本新株予約権の全部を無償で取得します。

ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合

ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就日直後の基準日現在の発行会社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とします。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とします。 第二受益者は、委託者とします。
信託契約締結日	平成20年7月10日
信託契約の期間	平成20年7月10日から平成23年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとします。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とします。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	本新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたことによります。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付しますが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがあります。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	49,209,846	-	7,324	-	7,815

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,540,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,358,000	46,358	同上
単元未満株式	普通株式 311,846	-	-
発行済株式総数	普通株式 49,209,846	-	-
総株主の議決権	-	46,358	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式186株が含まれています。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市 木材港南1-1	2,540,000	-	2,540,000	5.16
計	-	2,540,000	-	2,540,000	5.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	315	345	319	329	361	349	322	257	285
最低(円)	277	256	260	281	312	309	211	210	240

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		中本 信子	平成22年9月8日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、西日本監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,715	6,569
受取手形及び売掛金	⁵ 8,377	8,153
商品及び製品	4,884	5,306
仕掛品	2,408	2,575
原材料及び貯蔵品	6,667	7,485
その他	1,577	1,421
貸倒引当金	71	64
流動資産合計	29,560	31,446
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 10,113	¹ 10,883
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 9,221	¹ 10,660
土地	11,260	11,430
立木(純額)	¹ 19,425	¹ 20,631
その他(純額)	¹ 2,349	¹ 2,323
有形固定資産合計	52,370	55,929
無形固定資産	625	677
投資その他の資産	² 13,199	² 13,676
固定資産合計	66,195	70,283
資産合計	95,755	101,730
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,834	5,036
短期借入金	⁴ 33,740	⁴ 24,118
1年内償還予定の社債	6,000	3,000
未払法人税等	98	104
引当金	8	251
その他	7,132	5,917
流動負債合計	51,813	38,427
固定負債		
社債	3,000	9,000
長期借入金	⁴ 13,291	⁴ 24,687
引当金	1,084	918
その他	1,561	1,373
固定負債合計	18,938	35,980
負債合計	70,751	74,407

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,816	7,816
利益剰余金	14,520	14,657
自己株式	2,129	2,128
株主資本合計	27,531	27,670
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	154	86
繰延ヘッジ損益	2,332	1,646
為替換算調整勘定	759	483
評価・換算差額等合計	3,246	1,249
新株予約権	212	196
少数株主持分	507	704
純資産合計	25,004	27,322
負債純資産合計	95,755	101,730

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	47,896	48,037
売上原価	32,583	32,084
売上総利益	15,312	15,952
販売費及び一般管理費	¹ 13,811	¹ 13,637
営業利益	1,501	2,314
営業外収益		
受取利息	19	16
受取配当金	28	29
受取賃貸料	-	144
為替差益	732	-
排出権収入	-	210
その他	368	211
営業外収益合計	1,148	611
営業外費用		
支払利息	814	765
売上割引	346	334
為替差損	-	119
シンジケートローン手数料	226	143
その他	91	125
営業外費用合計	1,479	1,489
経常利益	1,170	1,437
特別利益		
固定資産売却益	4	75
為替差益	² 5,955	-
役員退職慰労引当金戻入額	132	-
その他	12	10
特別利益合計	6,105	85
特別損失		
固定資産売却損	66	4
固定資産除却損	7	8
為替差損	-	³ 113
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	-	4
リコール損失	12	-
その他	5	44
特別損失合計	91	174
税金等調整前四半期純利益	7,183	1,347
法人税、住民税及び事業税	43	122
法人税等調整額	2,345	984
法人税等合計	2,389	1,107
少数株主損益調整前四半期純利益	-	239
少数株主利益又は少数株主損失()	115	26
四半期純利益	4,909	213

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	16,271	17,101
売上原価	10,884	11,308
売上総利益	5,386	5,792
販売費及び一般管理費	¹ 4,156	¹ 4,512
営業利益	1,230	1,279
営業外収益		
受取利息	0	4
受取配当金	9	9
為替差益	460	46
排出権収入	-	155
その他	186	129
営業外収益合計	656	345
営業外費用		
支払利息	270	255
売上割引	121	122
その他	29	27
営業外費用合計	421	405
経常利益	1,465	1,220
特別利益		
固定資産売却益	2	-
貸倒引当金戻入額	-	2
為替差益	² 609	-
役員退職慰労引当金戻入額	111	-
受取保険金	-	5
その他	10	0
特別利益合計	732	7
特別損失		
固定資産売却損	48	4
固定資産除却損	0	3
投資有価証券売却損	0	-
リコール損失	1	-
その他	0	0
特別損失合計	51	7
税金等調整前四半期純利益	2,146	1,221
法人税、住民税及び事業税	25	25
法人税等調整額	750	458
法人税等合計	776	484
少数株主損益調整前四半期純利益	-	737
少数株主利益	87	62
四半期純利益	1,282	674

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,183	1,347
減価償却費	3,160	2,852
貸倒引当金の増減額(は減少)	17	10
受取利息及び受取配当金	47	45
支払利息	814	765
為替差損益(は益)	6,783	169
固定資産除売却損益(は益)	67	62
投資有価証券売却損益(は益)	0	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	4
売上債権の増減額(は増加)	1,815	394
たな卸資産の増減額(は増加)	3,984	999
仕入債務の増減額(は減少)	2,301	96
その他	1,097	145
小計	6,777	5,404
利息及び配当金の受取額	47	45
利息の支払額	940	812
為替予約解約損の支払額	-	117
役員退職慰労金の支払額	31	-
法人税等の支払額	100	115
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,752	4,403
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	40	-
有価証券の取得による支出	1,699	-
有価証券の売却による収入	899	-
有形固定資産の取得による支出	1,073	1,220
有形固定資産の売却による収入	34	151
投資有価証券の取得による支出	8	11
投資有価証券の売却による収入	5	-
投資有価証券の償還による収入	-	50
その他	172	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,052	1,091
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	5,479	953
長期借入れによる収入	20,722	7,382
長期借入金の返済による支出	13,519	8,742
社債の償還による支出	3,000	3,000
自己株式の取得による支出	1	1
配当金の支払額	376	328
その他	50	91
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,705	3,827
現金及び現金同等物に係る換算差額	141	337
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,853	853
現金及び現金同等物の期首残高	4,362	6,569
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,215	5,715

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益に与える影響はなく、税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微です。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は軽微です。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。	
2. 前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「リコール損失」(当第3四半期連結累計期間100万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、特別損失の「その他」に含めて表示しています。	
3. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は159百万円であります。	

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結貸借対照表)	
前第3四半期連結会計期間において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の有形固定資産の「その他」に含まれる「土地」は11,743百万円であります。	
(四半期連結損益計算書)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。	
2. 前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「リコール損失」(当第3四半期連結会計期間0百万円)は、特別損失の総額の100分の20以下であるため、特別損失の「その他」に含めて表示しています。	
3. 前第3四半期連結会計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は9百万円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3 四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。
棚卸資産の評価方法	当第3 四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2 四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっています。 棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっています。
経過勘定項目の算定方法	固定費的な要素が大きく、予算と実績の差異が僅少のものについては、合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっています。
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっています。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっています。
未実現損益の消去	四半期連結会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
該当事項はありません。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、63,228百万円です。</p> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 51百万円</p> <p>3 受取手形割引高 1,147百万円</p> <p>4 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成22年12月31日現在借入金残高750百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成22年12月31日現在借入金残高18,250百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成22年12月31日現在借入はありません)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>タームローン</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>コミットメントライン</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持 平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持 平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	契約総額	2,000百万円	借入実行総額	- 百万円	借入未実行残高	2,000百万円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、63,236百万円です。</p> <p>2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 56百万円</p> <p>3 受取手形割引高 756百万円</p> <p>4 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額6,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高1,875百万円)において財務制限条項が付されており、平成21年9月25日において財務制限条項を変更しています。また、新たに平成21年9月25日において締結したシンジケートローン方式によるタームローン契約(契約総額19,000百万円、平成22年3月31日現在借入金残高18,700百万円)及びコミットメントライン契約(契約総額2,000百万円、平成22年3月31日現在借入はありません)も同様の財務制限条項を付しています。</p> <p>これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>タームローン</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> </table> <p>コミットメントライン</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約総額</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持 平成22年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成21年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持 平成22年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p>	契約総額	25,000百万円	借入実行総額	25,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	契約総額	2,000百万円	借入実行総額	- 百万円	借入未実行残高	2,000百万円
契約総額	25,000百万円																								
借入実行総額	25,000百万円																								
借入未実行残高	- 百万円																								
契約総額	2,000百万円																								
借入実行総額	- 百万円																								
借入未実行残高	2,000百万円																								
契約総額	25,000百万円																								
借入実行総額	25,000百万円																								
借入未実行残高	- 百万円																								
契約総額	2,000百万円																								
借入実行総額	- 百万円																								
借入未実行残高	2,000百万円																								

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)								
<p>さらに、平成22年9月27日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約（契約総額3,000百万円、平成22年12月31日現在借入金残高3,000百万円）において財務制限条項が付されています。</p> <p>これらの契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は、次のとおりです。</p> <p>タームローン</p> <table border="0" data-bbox="229 479 735 582"> <tr> <td>契約総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行総額</td> <td>3,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、下記及びの財務制限条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失します。</p> <p>純資産維持</p> <p>平成23年3月期第2四半期決算期末日以降、各年度の決算期末日及び第2四半期決算期末日において、単体の貸借対照表においては、純資産を平成22年3月期の75%以上を維持し、連結の貸借対照表においては、純資産の部がマイナスでないこと。</p> <p>営業利益の維持</p> <p>平成23年3月期以降の各年度の決算期における連結及び提出会社の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないこと。</p> <p>5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれていません。</p> <table border="0" data-bbox="193 1263 699 1290"> <tr> <td>受取手形</td> <td>84百万円</td> </tr> </table>	契約総額	3,000百万円	借入実行総額	3,000百万円	借入未実行残高	- 百万円	受取手形	84百万円	<p>5</p>
契約総額	3,000百万円								
借入実行総額	3,000百万円								
借入未実行残高	- 百万円								
受取手形	84百万円								

(四半期連結損益計算書関係)

前第3 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>運送費</td> <td>3,039 百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>3,339</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>1,236</td> </tr> </table> <p>2 為替差益 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差損益は、著しい相場変動により発生したもののため、特別利益として計上しています。</p> <p>3 為替差損</p>	運送費	3,039 百万円	広告宣伝費	717	給料手当	3,339	賃借料	1,236	<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>運送費</td> <td>3,401百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>796</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>3,154</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>973</td> </tr> </table> <p>2 為替差益</p> <p>3 為替差損 未決済為替予約から生じた為替差損やJUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差損益は、著しい相場変動により発生したもののため、特別損失として計上しています。</p>	運送費	3,401百万円	広告宣伝費	796	給料手当	3,154	賃借料	973
運送費	3,039 百万円																
広告宣伝費	717																
給料手当	3,339																
賃借料	1,236																
運送費	3,401百万円																
広告宣伝費	796																
給料手当	3,154																
賃借料	973																

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>運送費</td> <td>1,037 百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,041</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>365</td> </tr> </table> <p>2 為替差益 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨建借入金の期末換算から生じた為替差益や未決済為替予約から生じた為替差損益は、著しい相場変動により発生したもののため、特別利益として計上しています。</p>	運送費	1,037 百万円	広告宣伝費	233	給料手当	1,041	賃借料	365	<p>1 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>運送費</td> <td>1,154百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>1,038</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>311</td> </tr> </table> <p>2 為替差益</p>	運送費	1,154百万円	広告宣伝費	269	給料手当	1,038	賃借料	311
運送費	1,037 百万円																
広告宣伝費	233																
給料手当	1,041																
賃借料	365																
運送費	1,154百万円																
広告宣伝費	269																
給料手当	1,038																
賃借料	311																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (百万円)
現金及び預金勘定 6,255	現金及び預金勘定 5,715
預入期間が3か月超の定期預金 40	現金及び現金同等物 5,715
現金及び現金同等物 6,215	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	49,209

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	2,540

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる株式の数 (千株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第二回信託型新株予約権	普通株式	110,000	-
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	117
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	64
	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	16
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	11
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	2
合計			110,000	212

(注) 1. 第二回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行しています。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していません。

2. 平成20年、平成21年及び平成22年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	175	3.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	175	3.75	平成22年9月30日	平成22年12月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、当連結会計年度より、「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」の事業セグメントを統合して、「住宅建材設備事業」としています。単一事業区分としたことにより、該当事項はありません。

(事業区分の方法の変更)

「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」のシナジー効果の実現を目指していくという事業方針の下、営業所・物流拠点の統廃合、木質建材と住宅設備機器のコーディネートを可能にする新商品の開発、営業組織の統合などを行いました。その結果、第1四半期連結会計期間において製品の一貫した販売体制及び生産体制が整ったと言えます。

また、住宅業界における経済的特徴と販売する市場又は顧客の種類は概ね類似しているため、従来区分表示していた「住宅建材事業」及び「住宅設備機器事業」は、区分して表示すべき重要性が低下したため、第1四半期連結会計期間より事業区分を廃止しています。これにより、当社グループは、「住宅建材設備事業」のみの単一事業区分としています。

なお、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメントは下記のとおりです。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	14,075	2,196	16,271	-	16,271
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	46	-	46	(46)	-
計	14,121	2,196	16,317	(46)	16,271
営業利益又は営業損失()	1,335	103	1,231	(1)	1,230

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、当連結会計年度より、「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」の事業セグメントを統合して、「住宅建材設備事業」としています。単一事業区分としたことにより、該当事項はありません。

(事業区分の方法の変更)

「住宅建材事業」と「住宅設備機器事業」のシナジー効果の実現を目指していくという事業方針の下、営業所・物流拠点の統廃合、木質建材と住宅設備機器のコーディネートを可能にする新商品の開発、営業組織の統合などを行いました。その結果、第1四半期連結会計期間において製品の一貫した販売体制及び生産体制が整ったと言えます。

また、住宅業界における経済的特徴と販売する市場又は顧客の種類は概ね類似しているため、従来区分表示していた「住宅建材事業」及び「住宅設備機器事業」は、区分して表示すべき重要性が低下したため、第1四半期連結会計期間より事業区分を廃止しています。これにより、当社グループは、「住宅建材設備事業」のみの単一事業区分としています。

なお、従来の事業区分によった場合の事業の種類別セグメントは下記のとおりです。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	41,402	6,493	47,896	-	47,896
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	102	-	102	(102)	-
計	41,504	6,493	47,998	(102)	47,896
営業利益又は営業損失()	2,143	638	1,504	(3)	1,501

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	13,826	847	1,566	24	5	16,271	-	16,271
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8	-	2,161	1,578	1,004	4,752	(4,752)	-
計	13,834	847	3,728	1,603	1,009	21,023	(4,752)	16,271
営業利益	1,064	10	163	92	49	1,380	(150)	1,230

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ーランド (百万円)	中華人民 共和国 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	41,122	2,370	4,339	49	15	47,896	-	47,896
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	25	-	6,402	3,626	2,626	12,680	(12,680)	-
計	41,147	2,370	10,741	3,675	2,641	60,576	(12,680)	47,896
営業利益又は 営業損失()	1,208	60	51	164	76	1,336	164	1,501

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しています。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりです。

その他の地域.....フィリピン共和国、マレーシア

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	米国	その他	計
海外売上高（百万円）	842	1,570	2,413
連結売上高（百万円）	-	-	16,271
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	5.18	9.65	14.83

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	米国	その他	計
海外売上高（百万円）	2,363	4,363	6,726
連結売上高（百万円）	-	-	47,896
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.93	9.11	14.04

（注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しています。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

その他の地域……ニュージーランド、中華人民共和国

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高です。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

当社グループは、住宅建材設備事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
通貨関連

取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
為替予約取引等 買建 USD買・日本円売	1,877	1,693	1,211	1,211
合計	1,877	1,693	1,211	1,211

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除いています。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 5百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載していません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)	
1 株当たり純資産額	520.35円	1 株当たり純資産額	566.05円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第 3 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	25,004	27,322
普通株式に係る純資産額 (百万円)	24,284	26,420
差額的主要内訳 (百万円)		
（うち新株予約権）	(212)	(196)
（うち少数株主持分）	(507)	(704)
普通株式の発行済株式数 (株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数 (株)	2,540,186	2,534,501
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の 数 (株)	46,669,660	46,675,345

2 . 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 105.17円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1 株当たり四半期純利益金額 4.57円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	4,909	213
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	4,909	213
期中平均株式数 (株)	46,678,480	46,673,037
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 27.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益金額 14.45円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,282	674
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,282	674
期中平均株式数(株)	46,676,744	46,671,142
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っていますが、当第3四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

平成22年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....175百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....3円75銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年12月7日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金 本 善 行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶 田 滋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 金 本 善 行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 梶 田 滋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

